（削る）

三　（略）

3　第一項の設備等のうち、経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等は、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が七パーセント以上となることが見込まれるものであること及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等（建物の新設又は増設をする場合における当該建物を含む生産等設備を構成するものに限るものとし、コインランドリー業の用に供するもの（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものに限る。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除く。）とする。

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

4　前項の経済産業大臣の確認を受けて同項に規定する設備等を導入して経営の向上を図るものとして経営力向上計画の認定を受けた事業者については、同項の投資計画の進捗状況を経済産業大臣に報告しなければならない。

三　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその同項に規定する構成員等を含む。以下この号において同じ。）が取得、製作又は建設をする設備であって農業の用に供するもの及び同法第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等に係る同法第七条第三項第一号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者が取得、製作又は建設をする設備であって同法第二条第二項に規定する農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供するものを除く。）

イ　情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること

ロ　現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ　情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四　（略）

（新設）

（新設）